

山梨県公報

第千三百八十号

平成十五年

五月八日

木曜日

目次

予防接種の業務を行う医師	一九七
保安林の指定の予定	一九七
保安林の指定の解除の予定	一九七
使用料の収納事務の委託	一九八
道路の区域変更	一九八
道路の供用開始	一九八
河川予定地の指定	一九八
公告	
公共測量の終了(二件)	一九八
土地改良区役員の退任及び就任(三件)	一九九
公安委員会	
遊技機の型式の検定	二〇〇
その他	
土地収用法第四十六条の規定による審理の実施(二件)	二〇二

告示

山梨県告示第二百七十六号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名

予防接種を行う主たる場所

今井 恭史 甲府市住吉一丁目十番四号 医療法人恭栄会 今井循環器呼吸器科

山梨県告示第二百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

東山梨郡春日居町鎮目字日向三七七四の一、字宮ノ前三七八四の一、牧丘町成沢字大明神二四五五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

- 二 都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五七の二、大幡字カラ沢四九三一の八、四九三一の九

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第二百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方
甲府市相生二丁目七番十七号 社団法人山梨県労働者福祉協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立勤労者福祉センターの使用料
- 三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字内船字島尻一〇〇一番の三地先から 南巨摩郡南部町大字内船字島尻二一〇〇一番の三地先まで	一三・四 一三・八	一三・六 一九・〇	一三・五	一三・五

山梨県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鵜沢線	南巨摩郡増穂町大字高下字篠八久保二四七九番地先から 南巨摩郡増穂町大字高下字上高下北二二五六番の二地先まで	四八四・〇	平成十五年五月八日

山梨県告示第二百八十二号

富士川水系山王川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定に基づき、次の土地を河川予定地として指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

次の図面の薄茶色で着色した部分に該当する土地
(図面省略)

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十五年四月二十二日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成十五年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業開始日 平成十四年十月二十四日
- 三 作業終了日 平成十五年三月二十日

四 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田
富町

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十五年
四月十六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨
の通知があった。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（電子基準点測量（電子基準点現地技術調査及び設置作業））
- 二 作業開始日 平成十四年五月七日
- 三 作業終了日 平成十五年三月三十一日
- 四 作業地域 西八代郡上九一色村、北巨摩郡高根町及び北都留郡小菅村

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無
川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小池 通義	中巨摩郡白根町西野一七七番地	平成十五年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	有野 一	南アルプス市有野三五〇番地	平成十五年四月一日
監事	飯野 孝寛	同 飯野新田七四〇番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅

使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	河西 久夫	中巨摩郡白根町有野六一五番地	平成十五年三月三十一日
理事	飯野 孝寛	同 飯野新田七四〇番地	同
理事	米山 俊雄	同 六五八番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	櫻本 英人	南アルプス市有野一七〇番地	平成十五年四月一日
理事	飯塚 龍己	同 飯野四七八四番地	同
理事	中村 敏雄	同 築山二四〇番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山
六ヶ村壇土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中村 通	北巨摩郡高根町蔵原一九〇五番地	平成十五年三月三十一日
同	同	同 村山北割一八六六番地	同

株式会社三共 代表取締役	株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	申請者氏名又は名称及び住所
ぱちんこ遊技	ぱちんこ遊技 第一種特別電動役物	ぱちんこ遊技 第一種特別電動役物	ぱちんこ遊技 第一種特別電動役物	ぱちんこ遊技 第一種特別電動役物	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二)	遊技機の種類及び区分
CRFY	CRけろ けるける つぴNH	CRけろ けるける つぴTK	CRけろ けるける つぴTK	CRけろ けるける つぴNK	ブンブン ダイサク セン	CRトロ ピカルパ ラダイス MB5	型式名
株式会社	株式会社 銀座	株式会社 銀座	株式会社 銀座	株式会社 銀座	株式会社 オリンピア	株式会社 ニューギン	製造又は業者名
三〇〇二〇七	三〇〇〇五八	三〇〇〇四九	三〇〇〇四九	三〇〇〇一〇八	三四〇一三三	三〇〇一九五	検定番号

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社平和 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	株式会社ダイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地
ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第一)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二)	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二)	機 規則第六条第一号イ(別表第二)
CR・ブラポーフ アイブY	CR・ブラポーフ アイブX	ナナデチ ユウ	エルドール ラ1	エルドール ラ1	ベルラッ シュ	CRファイ バーサ ーカスR X	バー夏 祭りFX
株式会社 平和	株式会社 平和	ベルコ株 式会社	ベルコ株 式会社	ベルコ株 式会社	ベルコ株 式会社	株式会社 ダイドー	三共
三〇〇一七四	三〇〇一七八	三四〇一六七	三四〇〇六二	三四〇〇六二	三四〇〇二八	三〇〇一九一	

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	第二種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR・ブラボーフアイブYK	株式会社平和	三〇〇一五八
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR大江戸夢歌舞伎S	株式会社ミズホ	三〇〇二〇〇
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	第二種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第一号イ(別表第二)	デビルマン倶楽部	株式会社ニユーギン	三一〇〇九七
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR平安見聞録MBR	株式会社ニユーギン	三〇〇二一〇

その他

山梨県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のと

おり行う。
平成十五年五月八日 山梨県収用委員会
一 収用事件名 県道市川大門鯉沢線改築工事(山梨県西八代郡市川大門町大字黒沢字開田地内)
二 審理の期日 平成十五年六月四日
三 審理の場所 甲府市中央一丁目七番十五号 古名屋ホテル

山梨県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のと
おり行う。
平成十五年五月八日 山梨県収用委員会
一 収用事件名 一級河川富士川水系新川河川改修工事(山梨県西八代郡市川大門町大字黒沢字山王地内)
二 審理の期日 平成十五年六月四日
三 審理の場所 甲府市中央一丁目七番十五号 古名屋ホテル